

本山町運転免許返納支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則（昭和54年3月31日規則第2号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、本山町運転免許返納支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 町は、運転免許証を自主的に返納した高齢者に対し、予算の範囲内において、その費用を補助することによって運転免許の返納に係る費用的負担を軽減し、もって自動車の運転に伴う高齢者の事故の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定に基づき有効期間内の全ての運転免許の取消を申請し、運転免許証を返納することをいう。
- (3) 高齢者 補助の申請した日において満65歳以上の者をいう。

(補助対象者等)

第4条 この要綱の支援金の対象となる補助対象者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有する高齢者で令和7年4月1日以降に運転免許証を自主返納した者とする。
- (2) その他、町長が特に必要と認めた者。

(補助対象経費等)

第5条 運転経歴証明書の交付手数料に相当する額とし、交付は1人1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、運転免許経歴証明書の交付を受けた日から起算して1年以内に本山町運転免許返納支援事業交付申請書兼請求書（第1号様式）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び確定)

第7条 町長は、前条による補助金の交付申請書を受理した場合は、その内容及び関係書類を審査し補助金を交付することが適当であると認めたときは、本山町運転免許返納支援事業交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。この場合において、口座振込の方法により補助金を支払ったときは、入金をもって交付決定による通知に代えることができる。

- 2 当該申請をしたものが、別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。
- 3 町長は前項の規定による審査の結果、補助金の交付が不適当と認めたときは、その理由

を付して本山町運転免許返納支援事業不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

（補助金の返還等）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- （1）申請者が規則又はこの要綱に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- （2）補助対象者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助対象者が支援金の交付の条件に違反したとき。

（関係書類等の保管）

第9条 申請者は、支援事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

（情報の開示）

第10条 補助事業又は申請者に関して、本山町情報公開条例（平成13年条例第2号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表2（第7条関係）

- 1 暴力団（本山町暴力団排除条例（平成23年条例第3号。以下「町暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 4 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用しているとき。
- 5 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 6 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 9 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。